

船舶事故等調査報告書

平成26年11月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

| | |
|-------------|---|
| 事故等番号 | 2014神第69号 |
| 事故等種類 | 乗揚 |
| 発生日時 | 平成26年6月16日 16時49分ごろ |
| 発生場所 | 福井県福井港の福井区 福井県坂井市所在の福井北防波堤灯台から真方位230° 80m付近 (概位 北緯36° 12.0′ 東経136° 07.1′) |
| 事故等調査の経過 | 平成26年6月16日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。 |
| 事実情報 | |
| 船種船名、総トン数 | 貨物船 XING CHANG NO.6 (ベリーズ籍)、1,998トン |
| 船舶番号、船舶所有者等 | 9377767 (IMO番号)、ZHOU SHAN XIN HUA SHIPPING CO., LTD |
| 乗組員等に関する情報 | 船長（中華人民共和国籍）、締約国資格受有者承認証 船長（ベリーズ発給） |
| 死傷者等 | なし |
| 損傷 | 不明 |
| 事故等の経過 | <p>本船は、船長ほか11人が乗り組み、福井港福井区北ふ頭で積荷を行った後、船首約4.1m、船尾約4.8mの喫水により、船長が操船指揮を執り、二等航海士が手動操舵を行いながら、福井港福井区を約6ノットの対地速力で北西進していた。</p> <p>本船は、福井港の詳細な海図を備えていなかったため、前港の代理店から複写した海図を入手し、船長が、福井北防波堤西端付近の水深5m以浅の浅所（以下「本件浅所」という。）4か所に「黄色の灯浮標」（以下「本件灯浮標」という。）が設置されていることを知り、入港の際には西側の2つの本件灯浮標を左舷側に見て南東進した。</p> <p>船長は、出港の際にも西側の2つの本件灯浮標を右舷側に見て航行すれば、安全に浅所を通過できると思い、西側の本件灯浮標を探していたところ、太陽光により、海面付近が見えにくく、見えた本件灯浮標を西側の本件灯浮標と誤って右舷側に見て航行していたところ、平成26年6月16日16時49分ごろ本船が本件浅所に乗り揚げた。</p> <p>船長は、乗組員に損傷の状況を調査させ、損傷がないことを確かめた後、離礁しようと思って主機関を後進としたものの、本船が離礁しなかったため、代理店にタグボートの手配を依頼し、本船は、来援したタグボートによって本件浅所から引き出され、自力で航行して北ふ頭に着岸した。</p> |
| 気象・海象 | <p>気象：天気 晴れ、風向 北、風力 1、視界 良好</p> <p>海象：潮汐 下げ潮の初期、潮高 約0.9m</p> |

| | |
|--|---|
| | 太陽：方位角 約260°、高度 約27° |
| その他の事項 | <p>本船は、遮光ガラスを所持しておらず、船長は、本事故当時、サングラスを使用していなかった。</p> <p>船長は、本事故後、見えた本件灯浮標は東側の本件灯浮標であったことが分かった。</p> <p>船長は、福井港に入港した経験がなかった。</p> |
| 分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析 | あり なし なし <p>本船は、福井港福井区を北西進中、船長が、福井北防波堤西端付近の西側の本件灯浮標を探していたところ、太陽光により、海面付近が見えにくく、見えた本件灯浮標を西側の本件灯浮標とことから、右舷側に見て航行し、本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p> |
| 原因 | <p>本事故は、本船が、福井港福井区を北西進中、船長が、福井北防波堤西端付近の西側の本件灯浮標を探していたところ、太陽光により、海面付近が見えにくく、見えた本件灯浮標を西側の本件灯浮標とされたため、右舷側に見て航行し、本件浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p> |
| 参考 | <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光の影響により見張りがしにくい場合には、遮光ガラス、サングラス等を使用すること。 ・目視による目標のみに頼るのではなく、レーダー距離による避險線を活用することが望ましい。 |